

正本

令和5年（ネオ）第24号 マイナンバー離脱等請求上告事件

上告人 坊 真彦 外

被上告人 国

上 告 理 由 書

2023（令和5）年8月2日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



【 目 次 】

第1	はじめに	4 頁
第2	続発する事故事例	4 頁
1	はじめに	4 頁
2	事故事例の内容	4 頁
3	事故事例が制度上の不備に由来すること	9 頁
第3	憲法13条で保障される自由に関する判断の誤り	11 頁
1	原判決の内容	11 頁
2	原判決の誤り	12 頁
	(1) 自己情報コントロール権の保障	
	(2) 自己情報コントロール権を認める裁判例が複数存在すること	
	(3) 情報管理システムに接続されない自由が保障されるべきこと	
第4	判断基準に関する誤り	17 頁
1	原判決の内容	17 頁
2	厳格な判断基準が求められること	17 頁

(1) 原判決の誤り	
(2) 厳格な判断基準が求められること	
第5 人権侵害の危険性に関する誤り	19頁
1 原判決の内容	19頁
2 人権侵害の危険性を過小評価していること	19頁
3 マイナンバー制度における人権侵害の危険性の整理	22頁
4 刑事事件の捜査における危険性	24頁
5 結論	25頁
第6 改正マイナンバー法19条15号, 同条17号(現行法19条14号, 16号)が施行令や個人情報保護委員会規則へ白紙委任を行っているため, 憲法13条及び同41条に違反していること	25頁
1 改正マイナンバー法19条15号, 同条17号	25頁
2 原審及び原々審の判示事項	26頁
3 改正マイナンバー法19条15号, 同条17号が同法施行令や個人情報保護委員会規則へ白紙委任を行っているため, 憲法13条及び同41条に違反していること	27頁
(1) どのような委任であれば憲法上許容されるのか	
(2) マイナンバー法19条15号の違憲性について	
(3) マイナンバー法19条17号の違憲性について	
(4) 結論	
第7 マイナンバー法施行令別表7号ないし9号及び11号が同法19条15号(旧同条14号)又は同法全体の委任の趣旨を超えるものであって, 憲法13条及び同41条に違反していること	31頁
1 マイナンバー法施行令別表7号ないし9号及び11号	31頁
2 原審及び原々審の判示事項	32頁

3	マイナンバー法施行令別表 8 号の問題について	3 2 頁
	(1) マイナンバー法 1 9 条 1 5 号と比較したときの異質性	
	(2) 小括	
4	マイナンバー法施行令別表 7 号, 同 9 号, 同 1 1 号の問題について	3 4 頁
	(1) マイナンバー法 1 9 条 1 5 号と比較したときの異質性	
	(2) 小括	
5	結論	3 6 頁
第 8	正当な目的の範囲内で行う制度となっていないこと	3 7 頁
1	原判決の判断	3 7 頁
2	原判決の誤り	3 7 頁
	(1) 行政運営の効率化が認められないこと	
	(2) 公正な給付と負担の確保に資さないこと	
	(3) 手続の簡素化による国民の負担の軽減等が正当な目的にならないこと	
3	結論	4 0 頁
第 9	法制度上又はシステム技術上の不備による情報漏洩や目的外利用の具体的危険性が存在すること	4 1 頁
1	原判決の判断	4 1 頁
2	続発する事故事例の存在	4 1 頁
3	法制度上の不備	4 2 頁
4	システム技術上の不備	4 3 頁
5	結論	4 6 頁
第 1 0	結語	4 6 頁

第1 はじめに

本書面では、原判決言渡し前後から急に発覚し、現在まで続発している個人情報の漏洩や目的外利用の事故事例について、最初に述べる（第2）。

その後、憲法13条にて保障される自由に関する原判決の誤り（第3）、合憲性の判断基準（第4）、マイナンバー制度による人権侵害の危険性（第5）について、述べる。

さらに、マイナンバー法が委任立法の限界を超えて違憲であること（第6及び7）を述べたうえで、マイナンバー制度の目的が正当とはいえないこと（第8）、最後に法制度上又はシステム技術上の不備・欠陥（第9）について述べる。

第2 続発する事故事例

1 はじめに

原判決言渡し（2023年5月15日）の前後から、各種報道や国からの発表により、マイナンバー制度の根幹を揺るがすような重大な事故事例が次々と明らかになっている。これらの事故事例は、原判決が是認する一審判決において合憲性の判断基準として言及されている「法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために法令等の根拠に基づかずに又は正当な目的の範囲を逸脱して原告らの個人番号や特定個人情報が第三者に開示又は公表される具体的な危険」が生じていることを示すものである。

事故事例のうち主なものを集計したものが別表であるが、以下に、事故事例の概要について、説明する。

2 事故事例の内容

(1) 住民票等の誤発行

2023年3月27日、横浜市内のコンビニエンスストアでの証明書交付サービスにおいて、別人の住民票等が出力されるという事故が発生し、そのうち住民票の写し1件（1人）については、個人番号が記載されたものであった（横浜市記者発表資料、2023/4/7）。

同様の事故は、東京都足立区、徳島県徳島市、川崎市でも発生しており、同じ会社（富士通Japan株式会社）のシステムを使用している地方自治体は200弱存在する。

同年5月9日、デジタル庁は、システム提供会社に対し、システムの一時停止と再点検を要請したことを明らかにし（朝日新聞2023/5/10）、システム提供会社は同年6月17日に点検を完了させた。しかし、同月28日、福岡県宗像市で他人の住民票が発行される事案が発生し、全国123自治体で再びサービスを停止した（朝日新聞2023/7/1）。

(2) 印鑑登録証明書の誤発行

同年5月16日、熊本市は、個人番号カードを利用して印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付するサービスにおいて、登録を抹消した本人の古い証明書が誤って発行される事故が5件発生していたことを明らかにした（朝日新聞2023/5/17）。さいたま市も、同日、印鑑登録を抹消したにもかかわらず、コンビニ交付システムにおいて2名に対し印鑑登録証明書3件を誤って発行していたことを明らかにした（さいたま市ホームページ2023/5/16発表）。

(3) マイナ保険証での別人情報のひもづけ

同年5月12日、厚生労働省は、個人番号カードと一体化した健康保険証（以下、「マイナ保険証」という。）に別人の情報が搭載された事例が、2021年10月から2022年11月に7312件確認され、そのうちの5件では、マイナ保険証を医療機関等で利用

した際、別人の薬剤や医療費等の個人情報が見られていたことを明らかにした（読売新聞 2023/5/13）。さらに、その後の調査で、60件の誤登録が新たに確認され、総件数は7372件となり、他人が見ていた件数も10件となった（朝日新聞 2023/6/14）。この原因については、健康保険組合等が加入者の保険証と個人番号カードを連携させる際、入力を誤ったことが原因ではないかとみられている（読売新聞 2023/5/13）。

同年5月19日、兵庫県職員が加入している地方職員共済組合県支部は、マイナ保険証に誤って同姓同名の別人情報がひもづけられた事例が1件発覚したことを明らかにした（インターネット時事メディカル 2023/5/19）。これは、共済組合と無関係の人物が同月17日、自身の情報を見るためにマイナポータルを閲覧したところ、同組合に加入している同姓同名の人物の住所、医療関係情報が表示されたことで発覚した。共済組合員の被扶養者1人の情報を入力する際、生年月日を誤って入力し、この誤情報に基づいて国のシステムから個人番号を取得した結果、たまたま誤入力した生年月日で同姓同名の人物がいたため、ミスに気付かないまま、この被扶養者の個人情報に別人がひもづけられたとされている（インターネット時事メディカル 2023/5/19）。

(4) 本人同意のない健康保険証機能の登録

同年6月5日、厚生労働省は、自治体が個人番号カードを交付する際などに、本人が同意していないのに健康保険証の機能を持たせた事例があったと明らかにした（朝日新聞 2023/6/6）。同年7月4日には、新たに6件の事例があったと発表し、これまで判明していた5件とあわせて11件となった（北陸中日新聞 2023/7/5）。意思確認が不十分だったことによる事務的なミスだったと説明している

(朝日新聞 2023/6/6)。

なお、同省は、誤登録を昨年から確認しており、今年2月に全国の自治体に事務連絡を出していたものの、国民等への公表はしていなかったことが明らかになっている。

(5) 公金受取口座の誤登録

同年5月23日、デジタル庁は、公金受取口座の登録において、他人のアカウントに自身の預貯金口座を登録してしまう事例が複数発生したことを明らかにした(毎日新聞 2023/5/24)。当初、6自治体で11件とされていたが、同月26日には、14自治体で計20件(北陸中日新聞 2023/5/27)、7月4日には940件となったことを明らかにしている(朝日新聞 2023/7/5)。

自治体の入力支援窓口での端末操作において、同じ端末で公金受取口座の登録を行った人物が、誤って前に手続を行った人物のアカウントに自身の預貯金口座を登録したことが原因とされている(毎日新聞 2023/5/24)。

さらに、デジタル庁は、同様の事故事例を2022年7月に地方自治体からの報告で把握しながら公表していなかったことも明らかとなった(北陸中日新聞 2023/6/2)。

そして実際に、2023年6月28日と30日には、埼玉県所沢市において、医療費と介護費が限度額を超すと還付される「高額介護合算療養費」が、別人の公金受取口座に振り込まれていたことも明らかになった(朝日新聞 2023/7/19)。

又、公金受取口座の登録においては、本人名義ではなく家族や同居人、別居家族の口座を登録していたケースが約13万件(その後約14万件に)あったことも明らかにされている(毎日新聞 2023/6/8, 朝日新聞 2023/7/5)。

デジタル庁は、今年2月に国税庁から情報提供があり、本人名義ではなく家族等の口座が登録されている事例が存在することを把握していたが、問題を明らかにせず対策もとらなかった（朝日新聞 2023/6/8）。

さすがに個人情報保護委員会も、同年7月19日、公金受取口座の誤登録により個人情報が漏えいした問題で、デジタル庁に対してマイナンバー法に基づく立ち入り検査を始めた。同検査においては、同年6月にデジタル庁から受け取った報告書類だけでは実態把握が不十分だったとして、必要に応じて行政指導に踏み切ることも視野に、記録の確認や職員からの聞き取りも実施するとしている。個人情報保護委員会としても、立ち入り検査が必要な、重大な問題であるとの危機感を持っているのである。

(6) 年金記録の誤登録

マイナポータルで他人の年金記録の閲覧が可能なケースが約170件に上ることが明らかになった（読売新聞 2023/6/11）。加入者が自分の情報を確認しようとしたところ、他人の情報が表示され、誤登録が明らかになった。地方公務員の共済組合で確認された。

(7) マイナポイントの別人付与

同年5月25日、マイナポイント事業で、ポイントを別人に付与する事案が90自治体で113件確認されたと公表され（朝日新聞 2023/5/27）、6月20日の最終報告では131自治体172件が確認されている（朝日新聞 2023/6/21）。

(8) 障害者手帳情報の誤登録

同年4月28日、静岡県は、身体障害者手帳を有する県民から、自身の情報がマイナポータルで確認できないとの連絡を受けて、自らの情報が見られないケース、他者の情報が見られる可能性も考え

られることから、障害者手帳情報とマイナポータルの情報連携を一時停止した（静岡県HP，朝日新聞 2023/6/21）。

その後、宮崎県（毎日新聞 2023/7/13）や鳥取市（朝日新聞 2023/7/20）でも同様の事案が報告されている。

(9) 別人の顔写真の貼付

別人の写真が貼付された個人番号カードの発行も、相次いで報告されている（読売新聞 2023/5/13，北陸中日新聞 2023/6/6，北國新聞 2023/6/23）。手続きの際に、職員が証明写真を取り違えたことが原因とされている。

3 事故事例が制度上の不備に由来すること

(1) これら事故事例は、個人番号カードを利用することで別人の住民票写しや戸籍証明書の一部が交付されて特定個人情報，個人情報が漏えいした事故事例，個人番号カードに別人の特定個人情報がひもづけられて、別人の特定個人情報，個人情報が、閲覧できた，他者のもとに渡ったという事故事例，公金受取口座の登録において，他人のアカウントに自身の預貯金口座を登録してしまった事故事例であり，番号制度の破綻を意味するものである。

(2) とりわけ上記 2 (1) の事例は，人為的ミスではなくシステムそのものに問題があったのであるから，一審判決が指摘する「システム技術上の不備」と言え，その結果，他人が住民票を閲覧しているのであるから，個人情報が第三者に開示された重大な事故事例である。

又，上記 2 (3) や(6) の事例は，薬剤や医療費等又は年金情報等の秘匿性の高い個人情報が他者に閲覧されたのであるが，個人情報が現実に第三者に開示されてしまった重大な事故事例である。

また，個人番号カードに別人の薬剤情報がひもづけられていたことは，不適切な薬剤の処方がなされて，国民の生命，身体の安全に

対する重大な脅威となるものであって、極めて危険でもある。

更に、上記2(5)の事例は、結果として金銭的実害が生じてしまった事故事例である。

- (3) 尚、これらの事故事例は人為ミスに起因するものではあるが（但し、上記2(1)は技術上の問題）、河野デジタル相も認めているように、人為的ミスが発生することは不可避であり、この点で、システム上人為的ミスは避けられない。そうであれば、情報漏洩の観点から考えられる「法制度上又はシステム技術上の対策」としては、人為的ミスが発生したとしても、ミスをいち早く把握して最終的な個人情報の漏洩に至る前にこれを阻止する対策までを含むものであることが必要である。しかし、現在のシステムについては、この人為的ミスを防ぐ手段あるいは人為的ミスがあったとしても個人情報が第三者に開示されないようなシステムに補正される見込みはなく、これは一審判決が指摘する「法制度上又はシステム技術上の不備」と言わざるを得ない。
- (4) したがって、以上に述べた事故事例は、マイナンバー法に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じていることを端的に示すものであり、原判決及び一審判決の判示によれば、上告人らの憲法上の権利・自由を侵害していると評価すべきものである。また、その結果として、国民の生命、身体、財産をも危険にさらすものであることも意味しているのである。
- (5) なお、さすがにこれらの重大事故の頻発を放置できなかつたのか、現在、個人情報保護委員会によるデジタル庁への立ち入り検査が開

始されている。しかし、マイナンバー制度の安全性を担保するために最も重大な役割を担っている個人情報保護委員会による監督権限においても、その独立性や監督の実効性に大きな疑義が生じている。

すなわち、現在、監督を受ける立場のデジタル庁のトップであるデジタル大臣は河野太郎氏であるところ、監督権限を行使する個人情報保護委員会の政府内の担当大臣も河野太郎氏となっている。個人情報保護委員会が独立性の高い組織と言われてはいるものの、これでは監督する側とされる側の立場が一致、または非常に近接しており、実効的な監督ができないことが外形上からも疑われる。

加えて、デジタル大臣と個人情報保護委員会の担当大臣の兼任は、現在の河野太郎氏に限ったことではなく、その前任（当時の牧島かれん大臣）や前々任（当時の平井卓也大臣）もほぼ同様の状態であった。すなわち、双方の兼任は現在だけの偶然の事態などではなく、ほぼ恒常的に兼任される状態であったといえる。

マイナンバー制度の安全性を担保するために最も重要な役割を担う個人情報保護委員会による監督について、このようにその独立性や監督権限の実効性に疑義が生じている状態も、法制度上又はシステム上の不備と言わざるを得ない。

第3 憲法13条で保障される自由に関する判断の通り

1 原判決の内容

- (1) 原判決は、憲法13条で保障される自由について、一審判決が判示した「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すると解される（最高裁平成20年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665頁等参照）。この個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由は、行政機関等が個人情

報を収集，保有，利用，提供等（以下「個人情報の収集等」ともいう。）する過程においても認められるものと解される」との部分をも、そのまま引用している。

(2) そして、上告人らの主張について、「憲法13条が自己の個人情報の収集，保存，利用及び提供等について，本人の事前同意権を保障していることを前提として，そのような同意権が公共の福祉によって制約される場合があり得る旨の主張」と解したうえで、「前提としての本人の事前同意権が憲法13条により保障されていると解することができない」との一審判決を引き継ぎ，上告人らの主張を排斥している。

(3) また，上告人らが主張する情報管理システムに接続されない自由については，特段の言及がないことから，一審判決の「（自己情報コントロール権に基づく：引用者注）事前の同意権が保障されることを前提とした主張であって，その前提を欠く」うえに，「情報管理システム自体の目的，内容，仕組み，接続によって生ずる利益，弊害等を検討することなく，一律に情報管理システムに接続されない自由を認めることもできない」としてこれを否定した判旨を引用していると解される。

2 原判決の誤り

(1) 自己情報コントロール権の保障（上記1(1)及び(2)）

ア 原判決は，憲法13条で保障されるプライバシーに関する自由について，「個人に関する情報をみだりに第三者に『開示又は公表』されない自由」に限定して認めているが，このような理解は，もはや許されない。

すでに一審の上告人ら準備書面1や準備書面11，12にて述べたとおり，学説及び複数の裁判例などに照らして，自己に関する情

報を自分でコントロールする権利としての自己情報コントロール権が憲法13条によって保障されることは、今日においてはもはや確立した見解といえる。そして、その具体的な内容については、自己の個人情報を「開示又は公表」される場面だけでなく、収集、保有、利用等を含む、情報の流れ全体について、自らコントロールする権利が認められなければならない。

イ また、原判決は、一審判決の「現時点においては、多種多様な個人情報が収集、保存、利用、提供される各場面において、一律に本人に事前同意の機会を与えることまで憲法13条が保障していると解することは困難である。」との判示を引用するものであるが、これも誤っている。

これもすでに一審での原告ら準備書面11などで主張したところであるが、現代の高度に発達した情報処理技術の前では、それ自体では個人の人格に深く関わらない情報であっても、それらが大量に集積・統合されることで個人の人格をより詳細に、あるいは全体的に把握することのできる極めて要保護性の高い情報へとつながりうるのであって、もはや重要ではない情報など存在しない。したがって、原則として、個人に関する情報はその全てが自己情報コントロール権による保障の対象とされなければならない。

ウ その一方で、上告人らは、自己情報コントロール権の内容について、原判決がいうような「本人の事前同意権」に限定しているわけではない。

上告人らが主張する憲法13条に基づく自己情報コントロール権の内容とは、自己の情報を収集、保有、利用、管理、開示・公表するといった情報の流れの各場面において自ら決定する権利であって、各場面における事前同意権に限定されるものではない。また、

本人同意がある場合には自己情報コントロール権に対する侵害・制約自体が無いことになるものの、本人同意の有無にかかわらず、公共の福祉に基づく制約を受けることは否定しておらず、本件においては、マイナンバー制度が、この本人同意の有無にかかわらず、公共の福祉による制約として合憲か違憲かを判断しなければならないと主張するものである（ただし、自己情報コントロール権が、個人の人格的自律にとって最も根源的な権利であることから、その制約の合憲性は厳格に判断されることになる。）。

したがって、いかなる場合でも本人同意がない限り制約が認められないとの意味で自己情報コントロール権を捉えている点でも、原判決は誤っている。

(2) 自己情報コントロール権を認める裁判例が複数存在すること

マイナンバー制度の合憲性を争う訴訟は全国各地で提起され、いくつもの判決が出されている。そして、複数の判決において、憲法13条が保障する自己情報コントロール権の内容について、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由にとどまらず、「個人に関する情報をみだりに収集、保有、管理又は利用されない自由」をも保障していると判示している。

すなわち、現在の裁判実務においても、憲法13条は個人に関する情報の流れ全体（収集、保有、利用、管理、開示・公表等）を自ら決定し、コントロールする権利を保障していることが認められているのであって、これに反する原判決は誤っている。

(3) 情報管理システムに接続されない自由が保障されるべきこと（上記1(3)）

ア 原判決は、情報管理システムに接続されない自由について、「（自己情報コントロール権に基づく：引用者注）事前の同意権が保障

されることを前提とした主張であって、その前提を欠く」と判示した一審判決を引用するものと解される。

しかし、すでに述べたとおり、上告人らが主張する自己情報コントロール権は、事前の同意権を絶対の前提としているわけではないのであって、原判決の認定は、そもそもの前提が誤っている。

イ さらに、原判決は、一審判決の「情報管理システム自体の目的、内容、仕組み、接続によって生ずる利益、弊害等を検討することなく、一律に情報管理システムに接続されない自由を認めることもできない」との判示も引用するものと解される。

しかしこれは、裏を返せば、場合によっては情報管理システムに接続されない自由が認められる余地が存在することを認めているとも読める。特に、各行政機関において個別の目的や領域に限定した情報管理システム（例えば、税情報、医療情報、介護保険情報などの各分野に限定した情報管理システム）との関係では接続されない自由までは認められないとしても、全ての分野横断的に情報連携を行うマイナンバー制度においては、その目的も広汎で不明確となり、連結される情報の広範さゆえに自己情報コントロール権に対する侵害の程度も深刻になることが明らかである。

また、それは置くとしても、情報管理システムに接続された場合、個人は自ら直接に個人情報を提供した相手以外の主体にも、当該情報管理システムを通じて、個人情報が開示・公表されることになる。これは、原判決も認める「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を侵害する事態を招くことになる。

したがって、原判決の判断に沿ったとしても、少なくとも、「個人に関する情報をみだりに情報管理システムに接続されない自由」が認められなければならない。これに反する判断をしている点でも、

原判決は誤っている。

ウ なお、マイナンバー制度との関係で、「情報管理システムに接続されない自由」が認められなければならない点については、すでに一番の上告人ら準備書面1（該当箇所は同書18～40頁）にて詳細に論じたとおりである。ここで再度、簡潔に説明するならば、次のとおりである。

（ア）マイナンバー制度には、①個人情報の大量漏えい・改ざんの危険、②チリング・エフェクト（萎縮効果）の危険、③他人による自己情報の集積・統合（自分像の作成）などの危険がある。

（イ）そして、行政各分野で構築されている情報管理システムが共通番号に紐づけされることにより、各分野に分散して管理されていた膨大な個人情報が、即座に、正確かつ網羅的に収集・統合される結果、①大量漏えい・改ざんの危険が増大し、②チリング・エフェクト（萎縮効果）の危険や③他人による自己情報の集積・統合（自分像の作成）の危険なども現実化することになる。

このような広範囲にわたる情報の紐づけが可能となるのは、各個人にデータマッチングのキーとなる万人不同性及び終生不変性を有する共通番号が付番され、マイナンバー制度という膨大な個人情報がほとんど自動的にやり取りされる情報管理システム内に取り込まれているからである。このような情報管理システムに取り込まれてしまうと、もはや個人では自己に関する情報がどの範囲で流通し、自己に関する情報がどこまで結合されて自己の統合された自分像がどのように組み立てられているかを把握し、コントロールすることは不可能となる。

（ウ）このようなマイナンバー制度による危険から逃れるためには、

最終的には、共通番号を付番されないようにし、その結果としてマイナンバー制度という情報管理システム自体に取り込まれないようにする以外に方法はない。これができない時には、個人の人格的自律にとって重大な侵害が生じることになる。

したがって、マイナンバー制度から個人の人格的自律を守るためには、個人に「情報管理システムに接続されない自由」が認められなければならない、これがマイナンバー制度における自己情報コントロール権の具体的内容といえる。

(エ) これに反し、「情報管理システムに接続されない自由」を否定する原判決は誤っている。

第4 判断基準に関する誤り

1 原判決の内容

原判決は、マイナンバー制度の合憲性を判断する基準について、特段の言及がないことから、一審判決の次の判示を引用していると解される。すなわち、「①番号制度において取り扱われている個人情報秘匿性の程度、②番号制度による個人情報の収集等が法令等の根拠に基づき正当な目的の範囲内で行われているか、③番号制度自体に法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために法令等の根拠に基づかずに又は正当な目的の範囲を逸脱して個人情報が第三者に開示または公表される具体的危険性の有無、態様、程度等に照らし、番号制度の運用自体によって、原告らの個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているといえるかによって判断することが相当である。」との判示に基づくものと解される。

2 厳格な判断基準が求められること

(1) 原判決の誤り

原判決の判断基準は、マイナンバー制度の目的の正当性や重要性に関する検討が不十分である一方、原判決の挙げる上記①ないし③の認定については形式的な認定でも許される基準であり、侵害される権利の重大さに照らして緩やかに過ぎることから、誤っている。

(2) 厳格な判断基準が求められること

すでに、一審の上告人らの準備書面9などで主張したとおり、マイナンバー制度の合憲性を判断するための基準としては、制約される人権が人格権に基づく重要な権利である自己情報コントロール権及び情報管理システムに接続されない自由であることから、厳格な基準が求められる。

すなわち、マイナンバー制度により制限される自己情報コントロール権や情報管理システムに接続されない自由は、憲法の基本原理である個人の尊重の中核部分である自分像の形成を確保するために極めて重要な権利である。経済的自由の問題ではなく、精神的自由の問題、より正確には精神的自由のさらに前提となる個人の尊重原理に関わる重要な人権である。そして、これが侵害される場合には、個人の自由な言動に重大な萎縮効果をもたらす（このことは、全体主義国家における監視社会や密告社会の状況を見れば明らかである。）、民主的過程での修正も不可能である。

したがって、これを制約する制度の合憲性を判断するためには、必要不可欠な目的に基づくものか否か（目的審査）、またその手段が目的との実質的関連性を有するものであって、侵害の程度が必要最小限度のものであるか否か（手段審査）について、厳格に審査されなければならない。

原判決は、このような厳格な合憲性判断を行っていない以上、直ちに破棄されなければならない。

第5 人権侵害の危険性に関する誤り

1 原判決の内容

原判決は、一審判決を引用して人権侵害の危険性が無いことを述べ、マイナンバー制度を通じて結合された個人情報で個人の人格を描き出す新たな情報として機能する可能性及びそのような新たな情報を公的機関等が保有して利用可能となることそれ自体の危険性については、目的外使用を防止する仕組み等があることを理由にその危険性を否定する。また、捜査機関による利用の危険性についても、刑事訴訟法に基づく規制があることを理由にその危険性を否定する。

2 人権侵害の危険性を過小評価していること

(1) 原判決の引用する一審判決では、基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）は秘匿性の高いものではないとし、特定個人情報として個人番号と結びついて保有、管理されている各情報は秘匿性の高い情報であるものの、個人番号の漏洩又は目的外使用等によりこれらの情報を検索、収集等される可能性は「抽象的な可能性」に留まるとする。しかも、これらの情報が漏洩又は目的外使用等された場合に、個人の私生活上の自由が侵害される危険性は、従来から各行政機関において収集、保有、管理、利用等していた情報の場合に比して「高くなることがあり得る」程度とする。

しかし、原判決の引用する一審判決のこの事実評価は、侵害の危険性の程度を過小に評価しており不当である。とりわけ、個人の人権を侵害する危険性が高ければ高いほど、個人にマイナンバー制度からの離脱の自由を認める必要性が高まる点で、侵害の危険性の程度の評価はマイナンバー制度の制度設計そのものに直結する問題であり、この点の過小評価は原判決の最も不当な点のひとつである。

(2) 原判決の引用する一審判決は、基本4情報が秘匿性の高い情報で

はないこと、マイナンバーそのものは住民票コードを変換して得られる情報でそれ自体が個人のプライバシーを含むものではないことを指摘するが、これはマイナンバーの機能を考慮せずに危険性評価をするものであって、個人情報を含むさまざまな情報がコンピュータ・ネットワークを通じて容易に結びつきうる現代社会の実態を無視したものである。

すなわち、現代の情報ネットワーク社会において、マイナンバーは、基本4情報のみならず秘匿性の高い特定個人情報をも紐づけるキーとして機能するものであり、キーとなるマイナンバーから行政機関が取得・保有してはいるものの他の情報との連結がなされずにいる特定個人情報を含むさまざまな個人情報を検索あるいは名寄せすることが、可能となっている。また、このような検索あるいは名寄せが可能とならなければ、国が予定しているマイナンバー制度はおよそその掲げる目的を達成できない。つまり、マイナンバー制度そのものが、キーとなるマイナンバーをもとにさまざまな個人情報を検索あるいは名寄せすることを制度的に予定しているのである。

特定個人情報を含む個人情報の検索あるいは名寄せが制度的に予定されている以上、マイナンバーの漏洩又は目的外使用等により特定個人情報を収集・検索等される可能性は、具体的に存在するといふべきである。

- (3) また、マイナンバー制度が取り扱う情報が漏えい又は目的外使用等された場合に、個人の私生活上の自由が侵害される危険性が「高くなることがあり得る」といった認定も、AI（人工知能）の発達した現代社会では、危険性の明らかな過小評価である。

すなわち、マイナンバー制度が取り扱う情報は、個人の診療記録や税務情報など私生活上の秘匿性の高い情報が多数含まれている。

また、マイナンバー制度の下では、マイナンバーをキーとして、私生活上の秘匿性の高い情報を含むさまざまな個人情報の検索あるいは名寄せが容易に行える。

そして、A I（人工知能）の発達した現代社会では複数の個人情報から当該個人をプロファイリングすることが可能となっている。プロファイリングの意味内容、その可能性及び危険性等については、一審での上告人ら第8準備書面で詳述したとおりであり、これを過小評価することなどできない。

マイナンバー制度下でプロファイリングが行われることにより個人の私生活上の自由が侵害される危険性としては、以下のものが考えられる。

1つは、プロファイリングにより、本人の同意なく秘匿性の高い個人情報が事実上収集可能となる点である。例えば、いわゆるアウトティング（ゲイ、レズビアン、トランスジェンダー等のLGBTの人について、本人の同意を得ずに公にしていけない個人の性的指向や性同一性等を暴露すること）と同様の状態がプロファイリングにより可能となる。

2つ目は、行政機関が保有する個人の情報は、高い正確性を有することが通常であり、そのような情報の検索あるいは名寄せがマイナンバーをキーとして容易に行えることからすると、思想信条のような個人の内心についてもより高い精度でのプロファイリングが可能となる。内心の自由は憲法が保障した侵すことのできない絶対的な基本的人権であるにもかかわらず、マイナンバーにより紐づけられた精度の高いさまざまな個人情報にもとづいてプロファイリングすることにより、内心の自由までが侵害されうる。

原判決の引用する一審判決は、「高くなることがあり得る」と可能

性の一つとしか認定していないが、これはA I（人工知能）によるプロファイリングが現実的に多く行われている現代社会の実態を無視した推論であり、「番号制度が取り扱う情報が漏えい又は目的外使用等された場合に、個人の私生活上の自由が侵害される危険性は」確実に高まっている。

3 マイナンバー制度における人権侵害の危険性の整理

- (1) マイナンバー制度が有する人権侵害の危険性については、控訴審の上告人ら第1準備書面及び甲第50号証（玉蟲教授の意見書）において包括的に主張・立証しているところである。
- (2) 概要を改めて説明すると、次のような危険性があり、この点を十分に理解する必要ある。

ア デジタルデータ化されネットワークに取り込まれた個人情報、際限なくコピーされ、いつまでも消えずに残り、情報主体の思わぬところで情報同士が結びつけられ利用される危険性がある。個人情報が公開・暴露されるという「実害」が生じていなくとも、個人の知らないところで個人情報がやり取りされ、情報が結びつけられ、利用されるという「危険」を生じているという状況こそがプライバシー侵害である。

イ 分野横断的なデータマッチングのため情報提供ネットワークシステムが構築され、検索キーが設定される場合、それ自体ではとりたてて害のない個人情報であっても、電子的情報処理技術の下では、個人に関する情報はほぼ無限定に集積・結合でき（データマッチング、名寄せ等）、包括的な人格像を描きうることから、個人情報の「内容」に着目した保護だけでは足りない。思想、信条といった極めてセンシティブな情報の「内容」に従った保護に加え、秘匿性が高くないとされる個人情報についても、情報の集積・

結合による「質の変化」に着目した保護が必要となる。

- ウ マイナンバー制度においては、マイナンバーがインデックスとなり、様々な情報が結合される結果、人格プロフィールに近い新たな情報、しかも個々の情報よりもはるかにセンシティブな情報が作出される。従って、個々の情報ではなく、情報結合されることを前提としたプライバシー該当性判断が必要となる。
- エ 公権力が包括的に人格プロフィールを構築することは、個人の尊重原理に反するものであり、許されない。マイナンバー制度はこれを可能にするものであり、その点でプライバシー侵害性が高い制度である。
- オ 公権力による個人情報の取扱いには、取得だけでなく、蓄積、利用、譲渡・開示等の各段階があるところ、各段階においてその行政目的が異なり得るのであって、合憲性はプロセスごとに検討する必要がある。例えば、取得・収集の段階では適法であったとしても、それをデータベースに記録したりデータマッチングしたり、さらには保存後のある時点で改めて利用することには、連続性がなく、各段階での処理の適法性・合憲性が検討されなくてはならない。
- カ マイナンバー自体についても、特定の個人を識別する番号であり、悉皆性、唯一無二性を持つため、検索キーとして高度の識別機能を有する。機能的にはプロファイリングやデータマッチングの鍵となる最も重要な情報といえることから、センシティブ情報と同様の保護を受ける必要がある。
- キ マイナンバーを検索キーとした分野横断的な情報連携は、これまでに無かったデータマッチング、人格プロファイリングであり、新たな形態でのプライバシーへの介入である。そして、その合憲

性を検討する際には、このようなデータマッチングによるプライバシー侵害はこれまでになかった領域への侵害であり、従来よりも強度な個人のプライバシーへの介入であることを認識する必要がある。

4 刑事事件の捜査における危険性

(1) 刑事事件の捜査におけるマイナンバー制度が人権を侵害する危険性については、控訴審の上告人ら第8準備書面及び甲第81号証(福島教授の意見書)にて主張・立証しているところである。

(2) 概要を改めて説明すると、次のような危険性があり、この点を十分に理解する必要がある。

ア 捜査機関は、マイナンバーのデータベースの関連情報について開示を受けることによって、税や所得に関する情報、年金等の情報を容易に取得することが可能となる。また、マイナンバーカード所持者については、マイナンバーに基づいて、病院の診察歴や投薬歴、ワクチン接種歴、キャッシュレス決済による購買歴、図書館の利用歴など、生活履歴に関する情報を取得することが可能であり、これらの情報量は膨大なものに及び、網羅的な質を有し、しかも無限定に拡大しうる。その結果、捜査機関にとっては、相当な程度(個人の宗教的信条や思想等を把握することができる程度)の監視捜査を実現できることになる。

イ 現行法上、マイナンバーに紐づけられた特定個人情報を取得する捜査については刑事訴訟法上定められておらず、任意捜査として行われることになる。捜査機関からの照会があれば、その情報主体に何ら通知されることなく、特定個人情報が提供され、その後は捜査機関内部にてどのように情報が蓄積・保存・利用されるのかについて、何のコントロールも受けないことになる。

ウ このような刑事事件の捜査におけるマイナンバーに基づく情報提供のあり方は、刑事訴訟法上の強制処分法定主義に反するうえ、憲法13条が保障するプライバシー権の侵害にも当たる。

5 結論

以上のとおり、原判決は、マイナンバー制度により個人の私生活上の自由、プライバシー権が侵害される危険性を過小評価しており、誤っている。そして、このような人権侵害の危険性の判断は、制度の合憲性判断の前提となるものであり、この点の判断が誤っている原判決は、憲法判断としても誤ったものである。

第6 改正マイナンバー法19条15号、同条17号（現行法19条14号、16号）が施行令や個人情報保護委員会規則へ白紙委任を行っているため、憲法13条及び同41条に違反していること

1 改正マイナンバー法19条15号、同条17号

改正マイナンバー法19条は「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。」（同条柱書）とし、「各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。」（同法19条15号）、「その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。」（同法19条1

7号)については、例外的に、特定個人情報の提供を認めている。

2 原審及び原々審の判示事項

- (1) 原審及び原々審は、改正マイナンバー法19条15号につき、①特定個人情報の提供が認められる場合を具体的に列挙して、それに引き続き、「その他政令で定める公益上の必要があるとき。」として政令に委任しているものであって、先に列挙した場合と同程度の公益上の必要がある場合を具体的に定めることを委任する趣旨の規定であると解することができること、②公益上の必要のためになされる調査等には、同号が列挙する場合以外にも、今後の社会情勢の変化等に応じて新たに調査等すべき必要性が生じる場合が想定され、その都度柔軟な対応を求められるものであるから、これを政令に委任する合理的必要性もあると認められることを理由に、同法19条15号は、政令及び規則への白紙委任を認めるものということとはできないとした。
- (2) また、原審及び原々審は、同法19条17号についても、①同号は、同号より前の各号に「準ずるものとして」個人情報保護委員会規則に定める場合に特定個人情報の提供を認めるものであるところ、同17号より前の各号は特定個人情報の提供を個別具体的に規定していることに照らせば、同17号が個人情報保護委員会規則による提供場面の拡大を無制限に認めるものでないことは明らかであること、②特定個人情報の提供が認められる具体的な場合について、あらかじめ全てを予想して規定することは困難である上、個人情報保護委員会は、政府から独立した中立的な立場から個人番号等の取扱いを監視、監督する機関であって、恣意が入り込む余地が少ないから、個人情報保護委員会に対し、特定個人情報の提供を認める場面を規則で定めることを委任する合理的必要性もあると認められるこ

とを理由に、同法 19 条 17 号は、政令及び規則への白紙委任を認めるものということとはできないとした。

- 3 改正マイナンバー法 19 条 15 号、同条 17 号が同法施行令や個人情報保護委員会規則へ白紙委任を行っているため、憲法 13 条及び同 41 条に違反していること

(1) どのような委任であれば憲法上許容されるのか

ア 国会がその立法権を他の機関に白紙で委任すること（いわゆる全権委任法）は、権力分立の原理に反し、明らかに憲法違反であると考えられるが、果たしてどのような委任であれば憲法上許容されるのか。この点について、現代の立憲主義諸国の憲法は、立法の委任を認めつつ、授権法の中に対象、機関、原則、指針、基準などを明記するように求めて法律の委任のあり方を指示しており、日本国憲法においても、抽象的・一般的委任は認められず、委任する事項において一般的で広汎過ぎるものや、委任する基準において抽象的であいまいに過ぎるものは、憲法 41 条の趣旨に反する（以上につき、大石眞『憲法概論 I』231 頁～233 頁）。

イ 山本龍彦「番号制度の憲法問題—住基ネット判決から考える」同『プライバシーの権利を考える』（甲 21）によれば、「番号制度の背景には税と社会保障の公正という問題があり、番号と紐付けられる x（実体情報、上告代理人注）として、もともと税や社会保障に関する比較的センシティブな情報が予定されていることを踏まえれば、番号制度でやり取りされる特定個人情報は、さしあたり秘匿性の高いものと捉えておくべきであろう。こう解すると、そのやり取りについては、「法律」（法律の具体的な授権に基づいて制定された命令や、条例を含む）に基づくことが厳格に求められると解すべきである。番号制度の下における情報の流れは、我々

自身が民主的にデザインし、コントロールすべきもので、行政自身の手による流通経路の「自己増殖」は憲法上決して許されるべきではない。」、「NWS（情報ネットワークシステム—上告代理人注）は、けじめのつきにくい曖昧な世界であるからこそ、断固たるけじめが必要である。」などとする。

ウ また、猿払事件（最大判昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁）の大隅裁判官ら4名の反対意見によれば、「国公法一〇二条は、上述のように、禁止行為の内容及び範囲を直接定めないのでこれを人事院規則に委任しており、そのためにかかる委任の適否について問題が生ずることは、さきに指摘したとおりである。そこでこの点について順次考察するのに、まず一般論として、国会が、法律自体の中で、特定の事項に限定してこれに関する具体的な内容の規定を他の国家機関に委任することは、その合理的必要性があり、かつ、右の具体的な定めがほしいままにされることのないように当該機関を指導又は制約すべき目標、基準、考慮すべき要素等を指示してするものであるかぎり、必ずしも憲法に違反するものということとはできず、」、「違反に対し刑罰が科せられる場合における禁止行為の規定に関しては、公務員関係の規律の場合におけると同一の基準による委任を適法とすることはできない。けだし、前者の場合には、後者の場合と、禁止の目的、根拠、性質及び効果を異にし、合憲的に禁止しうる範囲も異なること前記のとおりであつて、その具体的内容の特定を委任するにあつては、おのずから別個の、より厳格な基準ないしは考慮要素に従つて、これを定めるべきことを指示すべきものだからである。しかるに、国公法一〇二条一項の規定が、公務員関係上の義務ないしは負担としての禁止と罰則の対象となる禁止とを区別することなく、一

律一体として人事院規則に委任し、罰則の対象となる禁止行為の内容についてその基準として特段のものを示していないことは、先に述べたとおりであり、また、同法の他の規定を通覧し、可能なかぎりにおける合理的解釈を施しても、右のような格別の基準の指示があると認めるに足りるものを見出すことができない。これは、同法が、両者のいずれの場合についても全く同一の基準、同一の考慮に基づいて禁止行為の範囲及び内容を定めることができるとする誤った見解によつたものか、又は憲法上前記のような区別が存することに思いを致さなかつたためであるとしか考えられない。それゆえ、国公法一〇二条一項における前記のごとき無差別一体的な立法の委任は、少なくとも、刑罰の対象となる禁止行為の規定の委任に関するかぎり、憲法四一条、一五条一項、一六条、二一条及び三一条に違反し無効であると断ぜざるをえないのである。」などとする。

エ 以上によれば、マイナンバー法において取り扱う情報が税や社会保障に関する比較的センシティブな秘匿性の高い情報であって、憲法上も特に保護すべき情報であることに鑑みると、マイナンバー法における政令及び規則への委任が憲法上許容されるか否かは、上記反対意見でいうように、当該規定により侵害されうる憲法上の権利の性質も考慮しつつ、委任された機関を「指導又は制約すべき目標、基準、考慮すべき要素等」を委任する法律の中で指示するか否かにより、決せられるべき問題であるといえる。

(2) マイナンバー法19条15号の違憲性について

この点、マイナンバー法19条15号についていうと、確かに、原審及び原々審が指摘するように、特定個人情報の提供が認められる場合を具体的に列挙して、それに引き続き、「その他政令で定める

公益上の必要があるとき。」として政令に委任している。しかし、取り扱う情報が税や社会保障に関する、比較的センシティブな、秘匿性の高い情報でありながら、同法19条15号で列挙されている例は、広汎かつ抽象的であり、「指導又は制約すべき目標、基準、考慮すべき要素等」は何ら示されていないとあってよいものである。また、原審及び原々審は、今後の社会情勢の変化等に応じて新たに調査等すべき必要性が生じる場合が想定され、その都度柔軟な対応を求められるものであるから、これを政令に委任する合理的必要性があると認められるとするが、同法で取り扱う情報の憲法上の保護すべき程度に鑑みれば、そもそも、それは、社会情勢の変化に応じて適宜立法を行うことにより対応すべき問題であるといえるのであるから、十分な理由ではない。

(3) マイナンバー法19条17号の違憲性について

また、マイナンバー法19条17号についていうと、確かに、同号は、同号より前の各号に「準ずるものとして」個人情報保護委員会規則に定める場合に特定個人情報の提供を認めるものであるが、取り扱う情報が税や社会保障に関する、比較的センシティブな、秘匿性の高い情報でありながら、同号より前の各号で列挙されている例は、先に指摘した同法19条15号の場合より遥かに広汎かつ抽象的であり、「指導又は制約すべき目標、基準、考慮すべき要素等」は何ら示されていないとあってよいものである。また、原審及び原々審は、個人情報保護委員会は、政府から独立した中立的な立場からマイナンバー等の取扱いを監視、監督する機関であって、恣意が入り込む余地が少ないから、個人情報保護委員会に対し、特定個人情報の提供を認める場面を規則で定めることを委任する合理的必要性があると認められるなどとする。しかし、この指摘は間違っている。

つまり、この「委員会は、あくまで法律で定められた範囲どおりに番号制度が運用されていることを担保する監視機関であって、その範囲を決定する機関ではない。委員会は、情報技術に関する豊富な専門知識を有するが、これは技術面にかかわる「立法」(指針等の策定)を行う正当性を与えるものであっても、情報経路の決定・拡張する「立法」を行う正当性を与えるものではない。したがって、委員会規則のみに基づいてなされる個人情報の提供は、形式的根拠を欠くものとして違憲と解すべきであろう。」(甲21(山本龍彦「番号制度の憲法問題—住基ネット判決から考える」同『プライバシーの権利を考える』224頁))と山本教授が指摘するとおり、やはり、個人情報保護委員会に対し、行政機関がマイナンバーを利用し、特定個人情報を収集、保管することについて、広範な裁量による規則制定を認めてよいことにはならない。なぜなら、同委員会は国会による民主的コントロールは受けておらず、同委員会の判断であっても、「法律」と同視することは許されないからである。

(4) 結論

以上より、改正マイナンバー法19条15号、同条17号(現行法同条14号、16号)が同法施行令や個人情報保護委員会規則に対して、憲法上許容されない白紙委任を行っているため、憲法13条及び同41条に違反していることは明らかである。

第7 マイナンバー法施行令別表7号ないし9号及び11号が同法19条15号(現行法同条14号)又は同法全体の委任の趣旨を超えるものであって、憲法13条及び同41条に違反していること

1 マイナンバー法施行令別表7号ないし9号及び11号

マイナンバー法19条15号にいう「その他政令で定める公益上の

必要があるとき。」として、同施行令別表7号ないし9号及び11号は、「少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の二第一項又は第三項の規定による調査が行われるとき。」（同7号）、「租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。」（同8号）、「破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二条第一項の規定による審査、同法第二十七条の規定による調査又は同法第二十八条第一項（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十条において準用する場合を含む。）の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われるとき。」（同9号）、「国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第一条第一号に規定する共助（同条第四号に規定する受刑者証人移送を除く。）又は同法第十八条第一項の協力が行われるとき。」（同11号）をそれぞれ規定している。

2 原審及び原々審の判示事項

原審及び原々審は、同施行令別表7号ないし9号及び11号はいずれもマイナンバー法19条15号に具体的に列挙された調査等と同様の公益上の必要のあるものに含まれると解するのが相当であり、同号の想定外と認めるべき根拠は見出だせないことから、同施行令別表7号ないし9号及び11号は、同法19条15号の委任の範囲を超えるものと認めることはできないとした。

3 マイナンバー法施行令別表8号の問題について

(1) マイナンバー法19条15号と比較したときの異質性

ア マイナンバー法19条15号は、犯則調査のための特定個人情報の提供を認めている。そして、同号の規定する「その他政令で定める公益上の必要があるとき」の一つとして、施行令別表8号は、租

税に関する法律等による質問、検査、提示もしくは提出の求め又は協力の要請が行われるときを挙げている。

内閣府の説明では、同8号は「租税に関する法律の規定による質問、検査等を行う際に、納税者等が保有している個人番号が記載された税務関係書類など(特定個人情報)の確認等を行う場合があることから」設けられたものとされている。

イ 確かに、両者を比較してみると、一見、マイナンバー法の挙げる犯則調査と施行令の挙げる税務調査は、租税が関係しているという点で関連性の強いもののようにも見える。

しかし、①犯則事件の調査においては、裁判所の発行する許可状により臨検等を行うことができる場合があり(国税通則法132条)、必要があるときには警察官の援助を求めることもできる(国税通則法141条)が、税務調査では、当該職員の質問に対して答弁をしなかった場合に刑罰が予定されているにすぎず(国税通則法128条など)、調査自体の強制までは認められていないことからすれば、裁判所の判断に基づいて行われることがある犯則調査だけを特定個人情報の提供が認められる場面として挙げたことは、より強制力が弱く、裁判所の関与もないままに行われることを特質とする税務調査の場面では特定個人情報の提供を認めないというのが同法19条15号の趣旨であること、②犯則調査と税務調査の間には、それらが行われる頻度という点で大きな違いがあり(具体的には、国税庁が平成29年(2017年)度に査察調査に着手した件数は174件であるのに対して、同年度において行った税務調査の件数は62万3000件であったとされる。)、租税分野での調査において圧倒的な割合を占める税務調査において特定個人情報の提供を認めるかはマイナンバー制度においてきわめ

て重要な判断であり、この場合にも特定個人情報が提供されると想定されていたのであれば、それを法律の明文で定めていたはずであること、③松山地判平成13年11月22日(判タ1121号264頁)、名古屋高判昭和50年8月28日(税資93号1198頁)などの裁判例でも、犯則調査と税務調査は異なる性格をもつことが確認されていることからすれば、立法者は特定個人情報を提供できる場面から、「税務調査」を意図的に除外したと考えるのが合理的である。

なお、施行令(案)に対するパブリックコメントにおいても既に指摘されているように、平成24年(2012年)の第180回国会に提出された旧法案では、特定個人情報の提供禁止の例外の一つとして「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査」を挙げていた(当時の17条11号)。しかし、この法案が廃案になったのち、現在の法律には、旧法案にはあった「若しくは租税に関する調査」の部分が削除されている。

(2) 小括

以上より、マイナンバー法施行令別表8号は、同法19条15号に具体的に列挙された調査等とは、明らかに性格を異にしており、立法者は特定個人情報を提供できる場面から税務調査を意図的に除外したといえるから、施行令別表8号は、同法19条15号又は同法全体の委任の趣旨を超える内容である。

4 マイナンバー法施行令別表7号、同9号、同11号の問題について

(1) マイナンバー法19条15号と比較したときの異質性

ア マイナンバー法19条15号は、「訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査」のための特定個人情報の提供を認めている。

そして、同号の規定する「その他政令で定める公益上の必要があるとき」として、施行令別表7号は、「少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の二第一項又は第三項の規定による調査が行われるとき。」、施行令別表9号は、「破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二条第一項の規定による審査、同法第二十七条の規定による調査又は同法第二十八条第一項（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三十条において準用する場合を含む。）の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われるとき。」、施行令別表11号は「国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第一条第一号に規定する共助（同条第四号に規定する受刑者証人移送を除く。）又は同法第十八条第一項の協力が行われるとき」を規定している。

イ マイナンバー法施行令別表7号の問題

この点、少年法第六条の二第一項又は第三項の規定による調査は、警察官が行う、触法少年に係る事件の調査であって、裁判所の手続ではなく、また、「刑事事件の捜査」、すなわち、起訴、不起訴の決定を適正に行い、公判を遂行する目的で、捜査機関が証拠を発見して収集するとともに、犯人を発見して確保する活動でもない。

したがって、マイナンバー法施行令別表7号に定める調査は、同法19条15号に具体的に列挙された犯罪捜査等とは、明らかに性格を異にしている。

ウ マイナンバー法施行令別表9号の問題

また、破壊活動防止法第十一条の規定による処分の請求、同法第二十二条第一項の規定による審査、同法第二十七条の規定による調査又は同法第二十八条第一項（無差別大量殺人行為を行った団体の

規制に関する法律第三十条において準用する場合を含む。)の規定による書類及び証拠物の閲覧の求めが行われるときについては、公安審査委員会、公安調査官が行う調査等であって、裁判所の手続ではなく、また、公安目的の調査であるから、上記と同様に、「刑事事件の捜査」でもない。

したがって、マイナンバー法施行令別表9号に定める調査等は、同法19条15号に具体的に列挙された犯罪捜査等とは、明らかに性格を異にしている。

エ マイナンバー法施行令別表11号の問題

そして、国際捜査共助等に関する法律第一条第一号に規定する共助とは、「外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供（受刑者証人移送を含む。）をすること」をいい、同法第十八条第一項の協力が行われるときとは、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときに行う調査であるから、裁判所の手続ではなく、また、「刑事事件の捜査」そのものでもない。

(2) 小括

以上より、マイナンバー法施行令別表7号、同9号、同11号についても、同法19条15号に具体的に列挙された場合とは、明らかに性格を異にしているから、同法19条15号又は同法全体の委任の趣旨を超える内容である。

5 結論

したがって、マイナンバー法施行令別表7号ないし9号及び11号が同法19条15号（現行法同条14号）又は同法全体の委任の趣旨を超えるものであって、憲法13条及び同41条に違反しており、違憲無効であることは明らかである。

第8 正当な目的の範囲内で行う制度となっていないこと

1 原判決の判断

原判決は、一審判決を引用しつつ、①行政運営の効率化の目的自体は正当であり、行政効率化を示す結果が不明であってもこの判断は左右されない、②公正な給付と負担の確保や③手続の利便性向上についても、正当な目的であるとして、いずれも制度の合憲性判断要素としての目的の正当性を認める判断をしている。

2 原判決の誤り

しかし、以下のとおり、いずれの目的も、具体的な立法・制度との関連性がほとんどないか、または弱いものであり、自己情報コントロール権の制限の重大性に見合わない目的であるから、正当なものとは到底いえない。

(1) 行政運営の効率化が認められないこと

ア 原判決は、番号制度の導入による行政運営の効率化や経済効果等については、種々の試算があり、これが誤っていることをうかがわせる証拠がないなどとして、安易に行政目的としての正当性を認めている。

イ しかし、マイナンバー法が実際に施行されて以降、既に7年以上が経過しているが、未だに、具体的に、過誤や無駄がなくなったとか、経費削減の効果があったということは示されていない。それどころか、例えば、厚労省職業安定局が個人番号制度とハローワークの事業をつなぐ中間サーバーを約80億円かけて整備しながら、その利用率で最大で想定の0.1%にとどまっていたというような明らかに費用対効果が認められない実態が浮き彫りになっている。

さらには、上記第2にて述べたとおり、個人情報の重大な漏洩事故が頻発しており、その原因究明や今後の対策に膨大な時間と費用

を要することが明らかになっている。また、事故等がなかったとしても、行政での手続の各場面においてマイナンバーの厳格な管理の手間が生じており、むしろ行政における業務の過重を招いている。

すなわち、現在までにマイナンバー制度による行政運営の効率化を示す結果は得られておらず、立法時に詳細な検討がされていなかったことが強く推認されることからすると、当該目的は正当とは認められず、便宜上設定された目的に過ぎないと言える。そして、実際に制度が開始して以降、行政手続の各場面における管理手続等の事務作業の増加、事故や不具合の続出への対応など、行政運営が効率化されるどころか、むしろ悪化しているような状況であって、目的と手段の関連性も認められない状況にあることが明らかである。

(2) 公正な給付と負担の確保に資さないこと

原判決の指摘する公正な給付と負担の確保という目的の正当性それ自体は、誰もが認めるところである。しかしながら、マイナンバー制度によっては今以上に正確な所得把握は期待できないのであって、当該目的の実現に資さないものである。

すなわち、政府・与党社会保障改革検討本部が作成した2011年6月30日付社会保障・税番号大綱では、「全ての取引や所得を把握し、不正申告や不正受給をゼロにすることなどは非現実的であり、また、『番号』を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があることについて、国民の理解を得ていく必要がある」（19頁）として、正確な所得把握が困難であることが示されている。国家財政においては、特に高額所得者や企業の課税逃れ対策が重要な課題であるところ、従前の制度においても把握が難しかった資産や収入情報については、マイナンバー制度が導入されたとしてもその把握が困難であることに変わりがなく、最も重要な課税逃れ問題に

対する対策としては、ほとんど期待できない。

また、このように制度設計当初から正確な所得把握ができないことが明らかであったのであり、それに加えて資産の把握もできない以上、真に救済が必要な者への社会保障給付も期待できない。公正な給付と負担の確保それ自体は正当ではあるが、マイナンバー制度はそれを実現するものとは言えない以上、そもそもこれをマイナンバー制度の目的とすること自体が誤りである。

(3) 手続の簡素化による国民の負担の軽減等が正当な目的にならないこと

ア さらに、原判決の引用する一審判決は、手続簡素化の目的が果たされることにより、例えば、申請や届出手続が複雑あるいは煩雑であることにより当該申請や届出を躊躇せざるを得ない国民を減らすことが可能になり、ひいては国民全体に対する利益をもたらし得るものといえ、公益の増進に資するから、当該目的は正当であるなどとするが、以下のとおり、当該目的は、自己情報コントロール権への介入を正当化するほどの行政目的たり得ない。

イ まず、マイナンバー制度が無い場合に手続が複雑又は煩雑であることを理由に国民側が躊躇するような申請や届出手続が本当に存在するのか、そして、マイナンバー制度によってその複雑さや煩雑さが改善されるかについて、何ら具体的に明らかにされていない。むしろ、現実の場面では、行政機関の窓口にてマイナンバーカードの提出を求められることで、手続の複雑さや煩雑さが増すことはあっても、複雑さあるいは煩雑さが軽減するような場面はほとんど想定できない。

また、一部、コンビニエンスストアなどで証明書の交付を受けることができる場合もあるが、その場合であっても、誤った証明書が

発行される事件事例も発生しているような状況であり、その内容の真偽について、さらに確認も必要になる。

したがって、マイナンバー制度のおかげで申請や届出手続などが簡素化されるなどというのは、根拠のない話である。

ウ また、そもそも手続の簡素化と自己のプライバシー権とを比較してどちらを優先するかは、本来、人権の主体たる各国民が決定すべきことである。各国民に選択の余地を与えることなく、全国民のプライバシー権を一律に制約して手続きの簡素化を優先するという目的は、人権尊重の原則に照らし、正当性が認められない。

この点、玉蟲由樹教授が次のように指摘するとおりである（甲34，18頁）。すなわち、「国民の利益が国民のプライバシーに介入するための正当な目的といえるかはやや疑問が残る。本人利益を根拠として、公権力による個人のプライバシーへの介入が正当化されるというのは本末転倒の感が否めないからである。プライバシー保障を原則として考える限りにおいて、負担を受け入れ、あるいは、利便性の向上をあきらめることで、自己のプライバシーを重視する決定を個人がすることもまた自己決定の範囲内にあるというべきであろう。したがって、国民の利益を根拠としてプライバシーへの介入を行うことは目的の面においてそもそも正当化可能なものとはいえない」。

3 結論

以上より、いずれの目的も、具体的な立法・制度との関連性がほとんどないか、または弱いものであり、また自己情報コントロール権の制限の重大性にも見合っておらず、正当な目的とは到底いえない。したがって、マイナンバー制度は、個人情報利用提供等を正当な目的の範囲内で行う制度となっていないと言わざるを得ない。

第9 法制度上又はシステム技術上の不備による情報漏洩や目的外利用の具体的危険性が存在すること

1 原判決の判断

原判決は、マイナンバーが紛失、盗難ないし悪用された事例の存在について、これらの事故事例は情報を記載した書面等を保管する業務一般に抽象的に存在する危険に過ぎないとして、法制度上又はシステム技術上の不備によるものとは認めない旨を判示する。

2 続発する事故事例の存在

- (1) マイナンバー制度は、そのプライバシー侵害性の高さから、より慎重な情報管理や情報漏洩・目的外利用対策が求められていることに争いは無いはずである。それにもかからず、原判決は情報を記載した書面等を保管する業務一般に抽象的に存在する危険に過ぎないなどと判示するにとどまり、例えば、紛失、盗難ないし悪用事例が発生した際にも、情報漏洩や目的外利用に至らないような法制度上又はシステム技術上の対策が講じられているか否かについて具体的な検討を行ってもない。
- (2) また、上記第2にて述べたとおり、特に原判決言渡し前後より、重大な事故が続発しており、情報漏洩等の全容解明の目途すら立っていない状況にある。これらの事故事例は人為的ミスに起因するものではあるが（但し、一部に技術上の問題も含まれている。）、人為的ミスが発生することは不可避であり、情報漏洩の観点から考えられる「法制度上又はシステム技術上の対策」としては、人為的ミスが発生したとしても、ミスをいち早く把握して最終的な個人情報の漏洩に至る前にこれを阻止する対策までを含むものであることが必要である。しかし、現在の法制度又はシステムでは、人為的ミスを防ぐ手段あるいは人為的ミスがあったとしても個人情報第三者に

開示されないようなシステムに補正される見込みはなく、これは「法制度上又はシステム技術上の不備」と言わざるを得ない。

3 法制度上の不備

(1) 原判決の引用する一審判決においては、法制度上の不備が無いことの理由として、次の点に言及している。すなわち、①利用提供可能な場合が限定列挙されており、様々な義務が課され、これに違反すれば刑罰の対象にもなること、②本人確認措置をとることが義務付けられていること、③情報連携が行われた場合にその記録を保管することが義務付けられ、開示請求等によって本人がその情報を確認することができること、④特定個人情報保護評価を実施して個人情報保護委員会の承認を受ける仕組みがあること、⑤個人情報保護委員会が指導、助言、命令、立入検査等の権限を有し、独立性が強く保護された立場から個人情報の取扱いの監視、監護を実施する仕組みがあること、を挙げる。しかし、次に述べるとおり、これらの制度があるからといって、法制度上の情報漏洩・目的外利用対策として、十分とはいえない。

(2) 上記①に関しては、既に述べたとおり、マイナンバー法19条の限定列挙については、政令や個人情報保護委員会の定める規則による広汎な例外を許容する定めとなって入り、それ自体が、委任立法の範囲を超えた違憲なものである。

さらに、罰則についても、意図的な違反者を抑止する効果は無い。うえ、利用制限、提供制限、収集制限に対する通常の（過失に基づく）違反については罰則の対象になっていない。罰則が欠如している部分を個人情報保護委員会の適切な権限行使によりカバーしているといった実態も存しない。また、罰則適用の前提となる個人情報保護委員会の勧告・命令についても、全ての漏洩等の事例に対応で

きるわけではなく、大量の違法再委託がなされてもまともな指導・勧告さえ行われていないのであって、罰則適用の前提を欠くものとなっている。

したがって、上記①の利用場面の限定列挙や罰則などの規定の存在は、事故防止のための法制度上の対策としては不十分である。

(3) 上記④の特定個人情報保護評価については、控訴理由書でも述べたとおり、個人情報保護委員会では対応できていない状況にあり、その手続も形骸化しており、個人情報保護のための保護措置としては全く機能していないと言わざるを得ない。

(4) 上記⑤の個人情報保護委員会自体の問題としては、制度発足当初より懸念されていたとおり、その人的体制が極めて不十分であり、発生する事件事例に適切に対応することは到底不可能であって、情報漏えいや目的外利用を防ぐための法制度上の措置として不十分であることが明らかである。

(5) その他、上記②の本人確認措置や上記③の情報提供の記録と開示については、単にこのような制度や仕組みがあると言っているだけで、これらが実際に機能しているかについての検証もない。

結局、原判決（これが引用する一審判決）は、情報漏洩等を防ぐために「種々の法制度上の措置」が講じられているとして、単に措置を羅列しているだけで、その措置が実際に機能しているかどうかを検証することがない。これでは、憲法上保障された自由に対する制約の合憲性を担保するための法制度上の対策が講じられていると認定することはできない。

4 システム技術上の不備

(1) 自治体中間サーバー・プラットフォームにおける「一元管理」

原判決の引用する一審判決は、「分割管理」の方法をとっているか

ら、「一元管理の方法に比して、不正アクセス等があった場合における情報の大量流出の危険性を相当程度減らす効果が期待できる」と判示する。しかし、「分散管理」が、少なくとも地方公共団体の保有する個人情報については、「一元管理」そのものであることについては、一審における上告人らの準備書面4で述べた通りである。

すなわち、分散管理されていようと、アクセス制限されていようと、マイナンバーという個人情報を紐付けるキーとしての共通番号が存在する以上、それを介した個人情報の不正取得の可能性は常に生じる。ましてや、ハードウェア的には、全国2箇所に設置された自治体中間サーバー・プラットフォームのそれぞれに、全国すべての地方公共団体の保有する個人情報のすべてが集積しているのだから、いくらパーティション等で自治体ごとに区分されていようと、1台のサーバーに全ての情報が蓄積されているという意味で一元管理と呼ぶほかない。このような危険な状態で、番号制度のシステムは構築されているのである。

(2) 情報提供ネットワークシステム全体が国家の管理下にあること

ア 原判決の引用する一審判決は、情報提供ネットワークシステム及びこれを用いた情報連携が、インターネットから隔離されていることを理由に外部からの不正アクセスのリスクは低いとする。

イ しかし、そもそも情報提供ネットワークシステム全体が国の管理の下に置かれていることが、このシステムの本質的な問題点である。国の管理下におかれている以上、情報管理者である国の側からはその気になりさえすればいつでもあらゆる個人情報にアクセスし、名寄せすることが可能となることを意味している。

その結果、「様々な個人情報が、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個

人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず(萎縮効果)、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない。」(税制大綱)との懸念が現実化してしまっているのである。

ここでは、現実には内部の情報流用が起きたかどうかということが問題ではない。情報管理者である国が、システム上、すべての個人情報にアクセスし、欲する情報を自由に名寄せできる仕組みとなっていることが「プライバシー上の懸念」そのものであり、重大な萎縮効果をもたらす「民主主義の危機」を招来するものである。

ウ この点、我が国のマイナンバー制度とよく似た仕組みを持ち、番号制度に先行して2001年から運用が始められたオーストリアの情報連携制度は、情報連携を行うネットワークシステムについての管理を、州代表、労働組合の代表、連邦政府の代表、裁判所の代表などで構成される「データ保護委員会」という第三者委員会が行うことになっている。これは行政内部からの不正アクセスや名寄せを防止するためである。

また、GDPR (EUにおけるデータ保護規則)においては、情報の管理主体(データ管理者)に様々な規制を課しているが、それはビッグデータの管理者が自ら保有する個人データにアクセスし、自由にプロファイリング等ができてしまうからであり、これを放置すれば重大なプライバシー侵害を招くからである。

エ マイナンバー制度は、国(行政機関)がすべての国民のあらゆる個人情報を番号に紐づけて管理し、情報提供ネットワークシステムを利用して合法的に情報連携を行う制度であるから、情報の管

理主体による内部からの不正アクセスやプロファイリングを防止するための厳しい規制が求められるのは言うまでもない。そして、その最も端的な方法は、ネットワークシステムの管理主体を国（行政機関）から切り離すことであり、先行するオーストリアではこれを実現している。

しかし、マイナンバー制度ではネットワークシステムの管理主体を国にしてしまっているため、これではシステム上内部からの不正アクセスを防止することはできない。内部の不正アクセスに対し、罰則や懲戒規定があるといっても、故意に不正アクセスを行う犯罪者の前では、これらはまったく無力である。

したがって、マイナンバー制度が、オーストリア方式を採用せず、敢えてシステムを国の管理下に置いたのは、まさに制度上の欠陥、しかも致命的な欠陥である。

5 結論

以上のとおり、マイナンバー制度においては、現在も事故事例が続発し、その全容解明の目途すらついていない状況にある。そして、法制度上の情報漏洩・目的外利用対策が十分に機能しておらず、情報の事実上の「一元管理」体制や情報提供ネットワークシステム全体が国家の管理下にあるというシステム上の欠陥も存在する。法制度上又はシステム技術上の不備が無いことがマイナンバー制度の合憲性の前提であることから、このような不備・欠陥の存在するマイナンバー制度は、違憲である。

第10 結語

- 1 原判決の判示するプライバシーに関する権利・自由の内容は、もはや時代遅れであることが明らかであって、直ちに取り消されなければ

ならない。また、現在の高度情報化社会においてデータベースの構築が果たす役割、個人の人格的自律に与える重大な影響はもはや無視できないのであって、この点を軽視し、極めて緩やかな基準による司法審査に終始することは許されない。

- 2 また、現在、無秩序に、際限なくマイナンバーの利用範囲が拡大され続けている。その一方で、マイナンバー制度に基づく情報漏洩、目的外利用の事例が次々と明らかになっている。その全容解明については、その目途も全く見通せないような状況である。マイナンバー制度が開始した当初、国からの説明も無く、国民にとっては全く予見できない社会が到来している。

このような状況での利用範囲の拡大は、もはや国民のためではなく、国家による国民情報の管理社会を構築する試みと言わざるを得ない。このような社会においては、国民は一人の個人としてではなく、国家により管理された情報の集合体としか見なされていない。これが個人の尊重を掲げる憲法に反することは明らかである。

- 3 本上告審においては、国家が運営する巨大データベースであるマイナンバー制度が個人の自己情報コントロール権及び情報管理システムに接続されない自由を侵害するものであることを正面から認め、多数の漏えい事故等が生じていることや監督体制の機能不全といった事実に基づき、また、この制度の有する危険性及び制度目的の不合理性も慎重に検討したうえで、このマイナンバー制度が個人の人格的自律を侵害する違憲な制度であることを明らかにしなければならない。

以上

マイナンバー、個人番号カードに関するトラブル報道

※ 2023年6月2日、改正マイナンバー法成立

番号	事案	報道日（※いずれも2023年）	発生時期等	自治体名等	状況等
(1)	住民票誤発行 （コンビニ交付）	3/31 朝日新聞	23年3月27日	横浜市	4人が5枚の別人の住民票取得。個人情報11人分
		5/10 朝日新聞	23年3月・4月	東京都足立区	3月、4月に誤交付各1件、計2件
		5/13 読売新聞	23年3月27日	徳島市	4自治体で計14件に
(1)	住民票誤発行	7/1 朝日新聞	23年6月28日	福岡県宗像市	市役所窓口で住所変更手続後、専用の機械で申請したところ、別人の住民票発行
		5/10 朝日新聞	23年5月2日	川崎市	別人の戸籍全部証明書出力
(2)	印鑑登録証明書誤交付	5/17 朝日新聞		熊本市(5)・さいたま市(3)・新潟市(3)	抹消後の古いデータ 11件（富士通Japan）
(3)	健康保険証 別人にひもづけ	5/13 読売新聞	21年10月～22年11月		7312件 閲覧5件
		6/14 朝日新聞	22年12月～23年5月22日		さらに60件 閲覧は10件に
(4)	健康保険証機能 勝手に登録	6/6 北陸中日新聞	22年に確認		6/2までに 5件
		6/23 北國新聞	23年5月1日	金沢市	(1件)
		7/5 北陸中日新聞		山形市・いわき市・ 富山市・名古屋市・堺 市・大牟田市	7/4までに 新たに6件
(5)	公金受取口座 他人口座登録	5/24 毎日新聞	22年7月～	福島市など6自治体	11件 端末手続後のログアウト未了
		5/27 北陸中日新聞		盛岡など14自治体に	合計20件に拡大
		6/8 毎日新聞	23年6月7日発表		748件
		7/5 朝日新聞	23年6月末発表		940件
	7/19 朝日新聞	23年6月28、30日	埼玉県所沢市	他人の公金受取口座に選付金を振込	
(5)	公金受取口座 家族口座登録	6/8 毎日新聞	23年2月把握		13万件
		7/5 朝日新聞			14万件
(6)	年金記録 別人にひもづけ	6/11 読売新聞		地方公務員共済組合	マイナポータルで閲覧可能少なくとも170件 他人が閲覧した事案1件
(7)	マイナポイント 別人に付与	5/27 朝日新聞			5月25日に、マイナポイント事業で113件のミスが発覚
		5/30 朝日新聞			5月24日に、北九州市が公表したことによる。 デジタル庁は、昨年6月のシステム変更が原因との認識を示す。
		6/23 北國新聞	22年7月1日	金沢市	1件
		6/24 北國新聞		小松市・能美市	各1件
		6/21 朝日新聞			6/20 最終報告 131自治体、172件確認
(8)	障害者手帳の誤登録	6/21 朝日新聞	23年4月末	静岡県	同姓同名の別人47件、手帳番号重複15件
		7/13 毎日新聞		宮崎県	一人に対し複数の情報を重複してひも付け2328件、別人8件
		7/20 朝日新聞		鳥取市	手帳業務が県から市へ移管、手帳番号の重複か？ 100件以上
(9)	別人の顔写真の 個人番号カード交付	5/13 読売新聞	23年1月	島根県安来市	同姓同名で同日申請分を取り違い
		6/6 北陸中日新聞	23年2月27日	岐阜県各務原市	同じ会場で撮影した別人の写真
		6/23 北國新聞	22年12月、23年3月	金沢市	写真の取り違い3件